令和6年度　和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

No.	措 置 日	名　称(商号)	所在地	期　　間		要　　件	備　考
1	R6.5.28	大成建設株式会社	東京都新宿区	R6.5.29～R6.8.28	3か月間	東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において発生した労働災害について、労働基準監督署への事故報告を遅延なく行わなかったとして、使用人が労働安全衛生法違反により、令和6年3月26日に鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。	別表2・7・(3)
2	R6.8.5	有限会社新紀建設	印南町	R6.8.6～R6.9.5	1か月間	日高振興局建設部発注の切目川河川災害復旧（外）合併工事において、契約違反（19日間の履行遅滞）があったため。	別表1・2・(3)・ウ
3	R6.10.1	三笠建設株式会社	和歌山市	R6.10.2～R7.1.1	3か月間	西牟婁振興局建設部発注の上富田南部線通学路緊急対策工事に係る入札において、他の入札参加者等に自らのICカードを使用させ、入札に参加したため。	別表2・7・(8) 別表2・7・(11)
4	R6.10.1	株式会社三﨑工業	和歌山市	R6.10.2～R7.1.1	3か月間	西牟婁振興局建設部発注の上富田南部線通学路緊急対策工事に係る入札において、他の入札参加者のICカードを使用し、入札に参加したため。	別表2・7・(8) 別表2・7・(11)
5	R6.11.21	株式会社タイリュウ建設	田辺市	R6.11.22～R6.12.21	1か月間	西牟婁振興局建設部発注の国道424号交付金道路保全工事において、契約違反（22日間の履行遅滞）があったため。	別表1・2・(3)・ウ
6	R6.11.21	株式会社平建設	白浜町	R6.11.22～R6.12.21	1か月間	西牟婁振興局建設部発注の国道424号交付金道路保全工事において、契約違反（21日間の履行遅滞）があったため。	別表1・2・(3)・ウ

令和6年度　和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

No.	措 置 日	名　称(商号)	所在地	期　　間		要　　件	備　考
7	R6.12.12	株式会社三﨑工業	和歌山市	R6.12.13～R7.3.12	3か月間	和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業の許可を受けずに4，500万円以上の下請契約を締結したことに関し、建設業法第16条第1項に違反するとして、本県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(3)・イ
8	R6.12.12	角谷産業株式会社	和歌山市	R6.12.13～R7.3.12	3か月間	和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4，500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、本県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(3)・イ
9	R7.1.21	株式会社三田設備工業	和歌山市	R7.1.22～R7.7.21	6か月間	公共建築課発注の中央児童相談所給水設備改修工事において、令和6年12月23日に工事続行不能届の提出があり、目的物を完成させることができないことが明らかであるとして、契約を解除されたため。	別表1・2・(1)
10	R7.1.28	キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区	R7.1.29～R7.4.28	3か月間	建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。 このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和6年12月3日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(3)・ウ
11	R7.1.28	青葉コンサルタント株式会社	和歌山市	R7.1.29～R7.4.28	3か月間	那賀振興局建設部発注のかつらぎ桃山線道路改良設計業務において、業務成績が著しく不良であったため。	別表1・1・(5)

令和6年度　和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

No.	措 置 日	名　称(商号)	所在地	期　　間		要　　件	備　考
12	R7.2.17	パナソニックマーケティングジャパン株式会社	東京都品川区	R7.2.18～R7.5.17	3か月間	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(2)・ウ 別表2・7・(3)
13	R7.2.17	パナソニック環境エンジニアリング株式会社	大阪府吹田市	R7.2.18～R7.5.17	3か月間	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(2)・ウ 別表2・7・(3)
14	R7.2.17	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市	R7.2.18～R7.5.17	3か月間	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(2)・ウ 別表2・7・(3)

令和6年度　和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

No.	措 置 日	名　称(商号)	所在地	期　　間		要　　件	備　考
15	R7.2.17	株式会社KANSOテクノス	大阪府大阪市	R7.2.18～R7.5.17	3か月間	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(2)・ウ 別表2・7・(3)
16	R7.2.17	株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市	R7.2.18～R7.5.17	3か月間	建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第1項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和7年2月4日付けで、同法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令及び同条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。	別表2・5・(2)・ウ 別表2・7・(3)